これがいたり尽せりの補償か

わずかに一日当り百五十八円

43回公判を終えて

永江美由紀

前回に引き続いて被告側上野氏が証言に立った。

当時の労働課の担当係員として遺族の取り扱いについて大げさに述べたてましたが、果たして会社は何をしてくれたかと強くいいたいのです。

昨年十一月の法廷で、西山元本店労務部長は協定では十万円の弔慰金だったが、四十万円特別に出して五倍の補償をしたと証言しましたが、常識では当時としても五十万円で命を引きかえにする者はいないでしょう。労働者を人間として見ない企業の本質に腹が立つばかりです。五十万円は返すから命を返せといいたい気持です。

病身になって十七年。働けなくなって十五年。大切な命の代償のお金を自分の体の治療にうち込んで生きのびてきましたが、待機手当どころか一年に二回の病弱者取り扱いも受けられず、医療費にも事欠く私が、これまで三井鉱山からもらった金額を表にしてみました。一日当り百五十八円にしかならないのです。

これが就職をしなかった遺族の実態です。これでいたれり尽せりの取り扱いを受けたことになるでしょうか。

盆、暮の見舞金内訳

S41年	盆3,000円	暮3,000円
42	2年間は打切り	
43		
44	3,000	3,000
45	3,000	3,000
46	5,000	5,000
47	5,000	5,000
48	8,000	8,000
49	11,000	11,000
50	13,000	13,000
51	14,000	14,500
52	17,000	17,000
53	17,500	17,500
54	18,000	18,000
55	18,000	19,000
56	20,000	20,000
	155,500円	157,000円
計	312,500円	

会社から支給された金額明細　S38年11月9日からS57年5月31日まで

1、弔慰金	400,000円	
2、葬祭料	100,000	
3、打切金	150,000	
4、待機手当	28,000	（700×4カ月、S39年1月から4月まで）
5、盆・暮見舞金	312,500	
6、仏事費用	75,000	（7回忌15,000円、13回忌50,000円）
計	1,055,500円	

災害から18年6カ月になるので、1月当りでは1,055,500÷18.6÷12÷30＝157.63141約158円となる。

※　社宅管理費としてS54年5月から500円あて、S57年5月までに18,500円を会社に納入している。

反対尋問で「ぎゅう」と……

上野証言に怒り

― 11.9患者の退職者集会開く ―

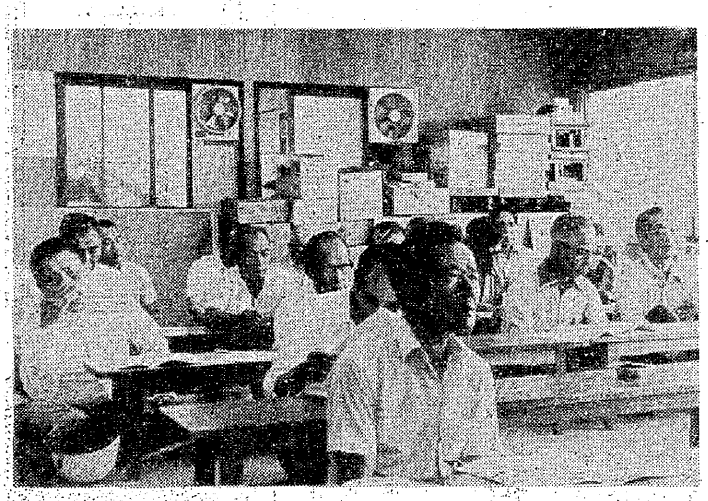

六月二十日午前十時から、組合事務所で十一・九CO患者の退職者集会が開かれ、裁判闘争の強化と、障害認定の再審査請求の取り組みについて意志統一しました。

集会では、組合の芳川組織部長から、再審査請求についての経過と今後の方向について、さらに三池炭鉱における重大災害続発の現状や、三池労組の当面の活動などについて報告があり、再審請求については、中央審査会での主張や意見を反映させることについて、炭労と三池労組に委任することを確認しました。

また、先般行われた「裁判闘争の現状と展望」と題した学習会のもようと、前回公判での上野証言の内容と問題点について、小川団長から報告があり、とくに上野証言についてに、「公判に行くたびに頭の中がむしゃくしゃする。反対尋問でぎゅうぎゅういわせてくれ」。などのするどい怒りが集中しました。

さらに集会では、班活動を強めることや、夕張災害カンパの集約などについて池畑事務局長から報告があり、「裁判や検診の連絡はがきはもう少し早く出してくれ」などの要望が出されました。

また集会終了後、原告団会費や家族の会会費の未納者からの納入もあり、原告団の団結と活動がさらに一歩前進する集会となりました。

資料 (2)

西山証言にみる

上野証言との関係

四十二回、四十三回につづいて次回公判でも上野証人の証言が行われますが、この証言は、上野証人の前に証言した西山証人の証言と、さらに上野証人のあとに証人に立つ高木新労組合長の証言と、すべて関連性があります。その中心は、いわゆる「CO・遺族協定」と「組合原生病」といわれるものです。本紙前々号では、西山証人が行った証言の中から、「協定」部分について摘録を資料として紹介いたしましたが、今回はさらに遺族の弔慰金に関する部分について紹介します。（証言調書から）

弔慰金について

――当時の状況と物価の状態がまるで違うし、また事故に対する補償の社会的な意識といいますか、それもまるで違います。げんにその当時の事故で、三鉱連との間で約束として協定しておりましたのは十万円でした。

――それは現在、逐次増額をされまして千七百万円になっております。したがって現在の金額と、当時の金額をさきほど申しあげましたように、比較をする現在の感覚で、当時どうだということは筋違いではないかと、こういうふうに思います。やはり比較をするならば、当時の弔慰金の水準のベースでもって比較するというのが妥当ではないかと考えております。

――非常な負担でございました。私共は遺族の方々や、また社会的責任を感じまして、まさしく断崖絶壁からとびおりるような気持で、一挙に五倍にして支給をいたしました。このために、三カ月後に始まりました炭労とのベースアップの交渉も、統一協定からのけざるをえなくなり中労委のあっ旋によって、半年遅れで実施をするというようなことになりました。当然のことかもしれませんけれども、全従業員の負担と犠牲でやっと支払ったというのが実情でございます。

藤本正弁護士の事務所が移転

〈新事務所〉東京都千代田区九段北一の九の五、朝日九段マンション三階三〇八号室。電話（〇三）二六三局〇四四八番（代表）。

原告団消息

6月19日　CO家族の会役員会議
20日　11・9退職者全員集会
24日　事務局企画合同会議。
5月10日　中西美幸さん（9・28）曙病院へ入院。
21日　平川隆雄さん（11・9）曙病院を退院。
6月2日　田中国雄さん（11・9）曙病院を退院。
12日　川口幸太郎さん（11・9）曙病院を退院。
〃　早川静雄さん（11・9）曙病院を退院。

10年来の三池病

生きるために闘う

千葉　前田道子

―前略―

たいへんごぶさたいたしております。

「守る会」の会費をためてしまいまして、ご心配をおかけいたしました。

職場でのたたかいがすすまず、資本の攻撃がなりふりかまわなくなって、自分の生活だけで勢いっぱいという状況が、ずっと続いている中で会費も思うように集まってきません。というより、毎日の労働と生活でくたくたになり、気を配ることもままならず思わず月日を過ごしてしまいました。

しかし、自分たちの職業病のたたかいを、見直し考え直していくと、やはりCO闘争に突き当たります。

新聞も読む暇がないし……という気持と、こんな毎日をなんとかしたいという気持が交り合いますが、「働く者は生命までも売らない」ことを教えてくれた皆さんには、これからもずっとがんばり続けてほしいと思います。私たちも働き続け、生き続けるためになんとしてもたたかい続けていくつもりでいます。

おそくなりましたが「守る会」の会費を九人分、一年間分としてお送りします。七月からは半年分ずつお届けできるようにいたします。

また、長い間ぜひお訪ねしたいと思っていた「三池にまなぶ婦人集会」に参加できることになりました。十年も前から「三池病」にかかっている重症患者ですので、どうかよろしくお願いします。

×

お便りをいただいた前田道子さんは、千葉県木更津市太田五四一にお住いで昭和五十一年以来の「守る会」の会員です。ありがとうございました。こんごとも、ともに頑張りましょう。

×

全国の「守る会」の皆さん、私たちは生命と権利を守るための、連帯と共闘をいっそう強めたいと願っています。各地での活動の様子などぜひお寄せ下さい。

（編集部）

「守る会」加入とお便りについて

六月五日から三日間にわたって開かれた、「三池にまなぶ婦人集会」に参加された方々のうち、六十四人が新たに「CO・遺族を守る会」に加入されました。

また参加者の皆さんから、お礼の葉書などが届いています。猿渡ハギエさんから三通寄せられていますが、次号で紹介させていただきます。